

安全基本方針

- (1) 全員一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定(安全管理規定を含む。以下、「法令等」という。)を、よく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう務めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行につとめ、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故、災害などが発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速に、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な改革に果敢に挑戦すること。

安全目標

項目	内容
整備不良による事故	乗客の負傷、死亡を伴う事故を発生させない。
人身障害事故	5年間の発生件数 ^{ゼロ} とする。

北海道十勝

メムロスキ一場